

## 令和2年度介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業Q & A

※ Q & Aの内容は、令和2年6月26日現在のものです。地域医療総合確保基金に係る厚生労働省との協議等により、取扱いが変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 補助事業の概要

#### Q1 補助対象となる事業はどのようなものか。

A1 介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、下記の事業が補助の対象となります。

##### ① 簡易陰圧装置設置経費支援

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に簡易陰圧装置を設置又は簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

##### ② 換気設備設置経費支援

風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置等を行う事業

#### Q2 補助対象施設の要件はあるか。

A2 東京都の補助事業の対象となるのは、以下の介護施設等のうち、原則として、定員が30人以上の広域型施設等となります。

- a 特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（※1）
- b 介護老人保健施設（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- c 介護医療院（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- d 介護療養型医療施設
- e 養護老人ホーム
- f 軽費老人ホーム（ケアハウス・軽費老人ホームA型・軽費老人ホームB型）
- g 有料老人ホーム
- h サービス付き高齢者向け住宅（※2）

※2 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は、定員規模を問わない。

- i 短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームに併設されるものを除く）
- j 短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設されるものを除く。）

#### Q3 定員29人以下の介護施設等は、補助対象とならないのか。

A3 下記に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等については、区市町村を経由する間接補助となります。所在地の区市町村が補助事業を実施する場合に限り、補助を受けることができます。補助事業の実施の有無や補助の要件等については、各区市町村にお問い合わせください。

- k 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（※1）

※1 併設される短期入所生活介護事業所については、定員規模を問わない。

- l 介護老人保健施設（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- m 介護医療院（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- n 介護療養型医療施設
- o 軽費老人ホーム（ケアハウス、都市型軽費老人ホーム）
- p 有料老人ホーム
- q サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- r 短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームに併設されるものを除く）
- s 短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設されるものを除く。）
- t 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）
- u 小規模多機能型居宅介護事業所
- v 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- w 生活支援ハウス

**Q4 開設準備中の施設等は、補助対象となるか。**

A4 当該補助事業は、現に利用者への処遇を行っている施設等を対象としており、開設前の施設等は、対象外となります。

なお、開設後であっても、開設日より前に締結した契約等に基づく事業は対象外になります。

**Q5 同一施設において、「簡易陰圧装置の設置」と「換気設備の設置」の両方を行うことは可能か。**

A5 それぞれの設置要件を満たし、かつ設置する場所が異なる場合は、同一施設において、「簡易陰圧装置の設置」と「換気設備の設置」の両方の補助申請を行うことができます。

**Q6 補助事業を実施する期間に要件はあるか。**

A6 令和2年4月30日以降に契約を締結し、履行期限が令和2年4月30日から令和3年3月31日までのものを補助対象とします。

契約日又は業務開始日のいずれかが令和2年4月29日以前のもの、履行期限が令和3年4月1日以降の場合は補助対象となりません。

また、今年度の補助対象として交付決定を受けた経費であっても、令和3年3月31日までに事業が完了しなかったものは、補助金を受けることはできません。

**Q7 この補助事業を活用して、簡易陰圧装置や換気設備を設置した場合、感染疑いのある者を受け入れることを求められるのか。**

A7 この補助事業は、重症化しやすい高齢者が多い施設等の中で、新型コロナウイルス等の感染症への感染が疑われる者が発生した場合に備え、感染拡大のリスクを低減するための環境整備を支援するためのものです。

感染疑いのある地域の方を受け入れることは、補助の要件ではありません。

## 2 簡易陰圧装置設置経費支援について

Q8 簡易陰圧装置の設置場所の要件はあるか。

A8 居室（※）、静養室又は医務室（以下「居室・静養室」という。）に設置した場合に限り、補助対象となります。

※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室。

Q9 「簡易陰圧装置の設置」の補助額はどのくらいか。

A9 4,320,000円に簡易陰圧装置の設置台数（居室・静養室に設置したものに限る。）を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します（補助率10/10、千円未満切捨）。

Q10 「簡易陰圧装置の設置」の補助対象経費はどのようなものか。

A10 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費（備品購入費は含まれない。）の2.6%に相当する額が限度となります。

なお、当該費用に係る消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに都に報告してください。

Q11 補助対象となる簡易陰圧装置に係る基準はあるか。

A11 特に基準は設けていませんが、居室・静養室を陰圧状態にできる適切な装置を設置してください。なお、室内全体を対象としない陰圧ブースや陰圧テント等の設置に要する経費も対象となります。

Q12 補助対象となる簡易陰圧装置の台数に制限はあるか。

A12 居室・静養室1室あたり1台（※）、かつ、介護施設等の定員を上限とします。

※「高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業」等を活用して個室化（壁面・扉等で他の区画と隔離できるものに限る。）した多床室や、室内全体を対象としない簡易陰圧装置を設置する場合は、一床あたり1台とすることができます。

Q13 簡易陰圧装置をリースする場合であっても補助対象となるか？

A13 リース契約の場合は、補助対象外となります。

### 3 換気設備設置経費支援について

Q14 補助対象となる換気設備の設置の要件はあるか。

A14 適切な換気を行うことができない居室に設置した場合に限り、補助対象となります。  
居室以外に設置した換気設備については、補助対象外となります。

Q15 「換気設備の設置」に係る補助額はどのくらいか。

A15 換気設備の設置に係る対象面積に、1㎡あたり4,000円を乗じて算出した額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10。千円未満切捨)。

<補助対象面積の算出方法>

対象面積＝施設の総面積(延べ床面積)×換気設備を設置した居室の定員数／施設定員数

Q16 「換気設備の設置」の補助対象経費はどのようなものか。

A16 換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費(備品購入費は含まない。)の2.6%に相当する額が限度となります。

なお、当該費用に係る消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに都に報告してください。

Q17 換気機能付きのエアコンの設置は補助対象となるか。

A17 補助の対象となりません。

### 4 補助金交付に係る手続きについて

※ こちらに記載の手続きは、都から直接補助金を交付する広域型施設等(Q2参照)が対象となります。定員29人以下の介護施設等の取扱いについては、所在地の区市町村にご確認ください。

Q18 同一法人が運営する複数の施設で設置する場合、施設ごとに申請しなければならないか。

A18 東京都の補助対象となっている介護施設等(Q2参照)については、1法人につき1回限りの申請になりますので、複数施設で事業を実施する場合には、まとめて申請してください。ただし、施設ごとに事業計画書等を作成していただく必要があります。

なお、複数施設の契約を法人で一括して行い、施設ごとの費用の算出が困難な経費(工事事務費等)がある場合は、合理的な理由で按分するとともに、その内容が確認できる資料を添付してください。

**Q19 補助金を複数回申請することは可能か？**

A19 補助金の交付申請は、**1法人につき1回**に限ります。  
複数の施設等の申請を行う場合には、必ず、全施設分をまとめて申請してください。

**Q20 補助の申請はいつ行えばよいか。**

A20 当該補助金の交付スケジュールは下記のとおりです。  
補助事業の実施を予定している場合は、以下の交付申請期限までに、交付申請書類を、東京都福祉保健局 高齢社会対策部施設支援課あてに郵送（消印有効）してください。

**<補助スケジュール（予定）>**

	第1回	第2回	第3回
交付申請期限	令和2年7月15日(水)	令和2年9月30日(水)	令和2年11月30日(月)
交付決定通知発出	交付申請期限から2か月程度		
実績報告書提出期限	原則、補助事業完了後10日以内（遅くとも令和3年4月9日（金）まで）		
額の確定通知発出	実績報告書を受領した日から2か月程度		
補助金の支出	額の確定後1か月程度		

※上記スケジュールは、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

**Q21 補助事業に係る契約締結はいつ行えばよいか。**

A21 当該補助事業については、感染症予防の観点から、緊急に対応することが必要であることが想定されるため、令和2年4月30日以降の契約であれば、補助対象となります。  
ただし、補助金交付要綱に基づき、都が認めた経費（交付決定額）が補助上限額となります。

**Q22 契約の手続き等について要件はあるか。**

A22 一般競争入札に付するなど、原則として、東京都が行う契約手続きの取扱いに準じる必要があります。

**<東京都の基準>**

- ・原則として一般競争入札。以下の場合には競争入札によらず、相手方を複数選んで、見積り合わせをすることで契約締結すること可能
- ・工事又は製造の請負価格が250万円を超えないもの
- ・財産の買入価格が160万円を超えないもの

なお、緊急やむを得ない事由により、上記によりがたい場合は、各法人の定めるところにより意思決定を行うとともに、当該事由及び経緯等の記録を保管してください。補助事業の実施状況の確認のため、提出をお願いする場合があります。

**Q23 交付決定後、やむを得ない事由により計画を変更する場合に必要な手続きはあるか？**

A23 交付申請書に提出した「事業計画書」の内容を変更する場合には、変更内容・変更理由等を記載した書類を提出し、都の承認を得た上で変更してください(事業費支出予定額のみが変更となる場合を除く)。

なお、交付決定後の計画変更等により、対象経費が増額になった場合でも、施設ごとに提示した交付決定額が、当該施設における補助額の上限となりますので、ご注意ください。

**Q24 実績報告はいつまでに提出が必要か。**

A24 原則として、補助事業完了後10日以内(遅くとも令和3年4月9日(金)まで)に都の指定する様式にて実績報告書を提出してください。

**Q25 補助事業完了とは、いつの時点か。**

A25 交付決定を受けた簡易陰圧装置又は換気設備に係る施工・設置が完了し、当該契約の内容の点検・確認が終了した時点となります。

なお、都への実績報告書提出の際に必要なとなりますので、事業完了の際には、納品書・完了届等の確認書類を必ず徴収し、保管してください。

また、事業完了後は速やかに当該事業に係る支出を行い、領収書を保管してください。

**Q26 補助対象経費の支払時期に期限はあるか？**

A26 都においては、特に支払期限は定めませんが、契約書等の定めに基づき、速やかに支払いを完了させてください。

**Q27 領収書を徴収する必要はあるか。**

A27 支払の事実を確認できる領収書は必ず徴収し、保管してください。ただし、口座振込等により支払う場合は、請求書及び振込の事実が確認できる書類に変えることができます。

**Q28 現地調査は行われるか。**

A28 実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施いたします。現地調査の結果、交付決定の内容に反する実態が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

**Q29 補助金は、いつ頃交付されるか。**

A29 実績報告書を審査した上で、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた場合は、補助額の確定を行い、その内容を通知します(実績報告提出後概ね2月程度)。

補助額の確定通知発出後、1か月程度(遅くとも令和3年5月末まで)で交付する予定です。

## 5 その他

### Q30 他の補助金と重複した申請は可能か。

A30 他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は補助対象となりません。補助対象内容が同一の補助金を重複して受けることはできませんので、どの補助金を活用するかよく検討してください。

なお、補助対象内容が異なる事業を合わせて実施する場合（※）は、補助対象経費を明確に区分できる場合に限り、それぞれの補助金を申請することができます。

※「高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業」における個室化の工事と換気設備の設置を一括して行う場合等。

### Q31 事業年度終了後、導入した装置を処分したり、更新したりする場合に必要な手続きはあるか。

A31 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することはできません。

### Q32 来年度も引き続き事業実施されるか？

A32 当該事業については、新型コロナウイルス感染症対策として実施する事業であるため、来年度以降の実施については未定です。

※ここに示したものは、主な注意事項です。申請にあたっては、要綱を必ずご確認ください、都の指定する様式によって必要書類をご提出ください。

#### 【交付申請書の提出先】

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 26階  
東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 陰圧装置等補助担当 行

※ **郵送【締切日消印有効】**により提出してください（来庁による持ち込みは一切受け付けません）